

新旧対照表

○教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則（令和6年4月1日施行）

新	旧
<p>第1条～第23条（略） 別表第1（第20条関係） 1・2（略） 3 免許法施行規則第16条の規定の適用を受ける者の単位の修得方法 （1）・（2）（略） （3）高等学校教諭一種免許状 表（略） 備考 1 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第5条第1項の表備考第1号に掲げる看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉又は商船についての教科に関する専門的事項に関する科目について、それぞれ1単位以上（同号に掲げる教科に関する専門的事項に関する科目の数がこの表の教科に関する専門的事項に関する科目の最低修得単位数を超える場合にあつては、この表の最低修得単位数に相当する数の教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上）を修得するものとする。 この場合において、看護にあつては、看護実習の科目の単位は、生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学又は看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）の科目の単位をもって替えることができる。</p> <p>2（略）</p> <p>4～5（略） 5の2 免許法施行規則第18条の5の規定の適用を受ける者の単位の修得方法 （1）（略） （2）中学校教諭二種免許状 表（略） 備考 1～3（略）</p>	<p>第1条～第23条（略） 別表第1（第20条関係） 1・2（略） 3 免許法施行規則第16条の規定の適用を受ける者の単位の修得方法 （1）・（2）（略） （3）高等学校教諭一種免許状 表（略） 備考 1 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第5条第1項の表備考第1号に掲げる看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉又は商船についての教科に関する専門的事項に関する科目について、それぞれ1単位以上（同号に掲げる教科に関する専門的事項に関する科目の数がこの表の教科に関する専門的事項に関する科目の最低修得単位数を超える場合にあつては、この表の最低修得単位数に相当する数の教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上）を修得するものとする。 この場合において、<u>家庭にあつては、住居学（製図を含む。）及び保育学（実習及び家庭看護を含む。）を除く科目についてそれぞれ1単位及び住居学（製図を含む。）又は保育学（実習及び家庭看護を含む。）について1単位を含んで修得するものとし</u>、看護にあつては、看護実習の科目の単位は、生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学又は看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）の科目の単位をもって替えることができる。</p> <p>2（略）</p> <p>4～5（略） 5の2 免許法施行規則第18条の5の規定の適用を受ける者の単位の修得方法 （1）（略） （2）中学校教諭二種免許状 表（略） 備考 1～3（略）</p>

新	旧
<p>4 大学が独自に設定する科目の修得方法は、免許法施行規則第4条第1項の表の教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目の中から修得するものとし、国語の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては書道（書写を中心とする。）について1単位以上を、地理歴史の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては「法律学、政治学」、「社会学、経済学」及び「哲学、倫理学、宗教学」のうちこの表の最低修得単位数に相当する数の科目についてそれぞれ1単位以上を、公民の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては日本史・外国史及び地理学（地誌を含む。）についてそれぞれ1単位以上を、理科の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては<u>物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験</u>について1単位以上を、美術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては工芸について1単位以上を、技術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては<u>材料加工（実習を含む。）及び生物育成</u>についてそれぞれ1単位以上を修得するものとする。</p> <p>(3) 高等学校教諭一種免許状 表 (略) 備考 1・2 (略)</p> <p>3 大学が独自に設定する科目の修得方法は、免許法施行規則第5条第1項の表の教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目の中から修得するものとし、地理歴史の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同表備考第1号に掲げる地理歴史の教科に関する専門的事項に関する科目のうち1以上の科目について1単位以上</p>	<p>4 大学が独自に設定する科目の修得方法は、免許法施行規則第4条第1項の表の教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目の中から修得するものとし、国語の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては書道（書写を中心とする。）について1単位以上を、地理歴史の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては「法律学、政治学」、「社会学、経済学」及び「哲学、倫理学、宗教学」のうちこの表の最低修得単位数に相当する数の科目についてそれぞれ1単位以上を、公民の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては日本史・外国史及び地理学（地誌を含む。）についてそれぞれ1単位以上を、理科の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては<u>物理学実験（コンピュータ活用を含む。）</u>、<u>化学実験（コンピュータ活用を含む。）</u>、<u>生物学実験（コンピュータ活用を含む。）及び地学実験（コンピュータ活用を含む。）</u>のうちこの表の最低修得単位数に相当する数の科目についてそれぞれ1単位以上を、美術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては工芸について1単位以上を、技術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては<u>木材加工（製図及び実習を含む。）</u>、<u>金属加工（製図及び実習を含む。）</u>及び<u>栽培（実習を含む。）</u>のうちこの表の最低修得単位数に相当する数の科目についてそれぞれ1単位以上を修得するものとする。</p> <p>(3) 高等学校教諭一種免許状 表 (略) 備考 1・2 (略)</p> <p>3 大学が独自に設定する科目の修得方法は、免許法施行規則第5条第1項の表の教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目の中から修得するものとし、地理歴史の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同表備考第1号に掲げる地理歴史の教科に関する専門的事項に関する科目のうち1以上の科目について1単位以上</p>

新	旧
<p>を、公民の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同号に掲げる公民の教科に関する専門的事項に関する科目のうち1以上の科目について1単位以上を、情報の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同号に掲げる情報の教科に関する専門的事項に関する科目（情報社会 <u>（職業に関する内容を含む。）</u>・情報倫理及びコンピュータ・情報処理を除く。）についてそれぞれ1単位以上を、工業の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同号に掲げる工業の教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする。</p>	<p>を、公民の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同号に掲げる公民の教科に関する専門的事項に関する科目のうち1以上の科目について1単位以上を、情報の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同号に掲げる情報の教科に関する専門的事項に関する科目（情報社会・情報倫理及びコンピュータ・情報処理 <u>（実習を含む。）</u>を除く。）についてそれぞれ1単位以上を、工業の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同号に掲げる工業の教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ2単位以上を、<u>家庭の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては住居学（製図を含む。）</u>、<u>保育学（実習及び家庭看護を含む。）</u>及び<u>家庭電気・家庭機械・情報処理についてそれぞれ1単位以上を修得するものとする。</u></p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>7 免許法施行規則附則第5項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法表 (略)</p>	<p>7 免許法施行規則附則第5項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法表 (略)</p>
<p>備考 1 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第5条第1項の表備考第1号に定める看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉又は商船についての教科に関する専門的事項に関する科目について、それぞれ1単位以上（同号に掲げる教科に関する専門的事項に関する科目の数がこの表の教科に関する専門的事項に関する科目の最低修得単位数を超える場合にあつては、この表の最低修得単位数に相当する数の教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上）を修得するものとする。</p>	<p>備考 1 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第5条第1項の表備考第1号に定める看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉又は商船についての教科に関する専門的事項に関する科目について、それぞれ1単位以上（同号に掲げる教科に関する専門的事項に関する科目の数がこの表の教科に関する専門的事項に関する科目の最低修得単位数を超える場合にあつては、この表の最低修得単位数に相当する数の教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上）を修得するものとする。</p>
<p>この場合において、看護にあつては、看護実習の科目の単位は、生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学又は看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）の科目の単位をもつて替えることができる。</p>	<p>この場合において、<u>家庭にあつては、住居学（製図を含む。）及び保育学（実習及び家庭看護を含む。）を除く科目についてそれぞれ1単位及び住居学（製図を含む。）又は保育学（実習及び家庭看護を含む。）について1単位を含んで修得するものとし</u>、看護にあつては、看護実習の科目の単位は、生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学又は看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）の科目の単位をもつて替えることができる。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>8～12 (略)</p>	<p>8～12 (略)</p>

新	旧
別表第2～別表第4 (略) 第1号様式～第20号様式 (略)	別表第2～別表第4 (略) 第1号様式～第20号様式 (略)